

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	未熟児養育費負担金			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局			作成責任者	
事業開始年度	昭和33年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	母子保健課			神ノ田 昌博	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子保健法第20条、第21条の3			関係する計画、通知等	・未熟児養育事業の実施について(厚生省児童家庭局長通知 昭和62年7月31日付け児発第668号) ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(厚生労働事務次官通知 平成26年5月26日付け厚生労働省発雇児0526第3号) ・少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)				
主要政策・施策	高齢社会対策、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助することにより、乳児の健康の保持増進を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	○対象者:身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの ○給付内容:未熟児の養育医療にかかる自己負担の一部を補助 ○実施主体:市区町村 ○補助率:1/2								
実施方法	負担								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		補正予算	3,469	3,602	3,699	3,697	3,715		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	3,469	3,602	3,699	3,697	3,715		
	執行額	3,109	3,597	3,494					
	執行率(%)	90%	100%	94%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績					
	養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助する事業であり、一定の件数、人数等を、定量的な目標値として示すことはできない。			少子化社会対策の観点から社会保障を充実させること。平成25~27年度の達成状況としては、乳児の健康の保持増進に資するための事業として、必要経費を過不足なく支給することができている。					
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	未熟児に対し必要な医療を確実に給付すること。	給付人数	実績	人	70,697	70,126	精査中	-	-
			目標値	-	70,494	68,501	71,054	-	68,729
			達成度	%	-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	実施件数	活動実績	件	70,497	70,126	精査中	-		
		当初見込み	件	70,494	68,501	71,054	68,729		

単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込
	執行額／実施件数			千円	44	51	
			計算式	X/Y	3,109,434/70,697	3,597,392/70,126	3,493,918/71,054

平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由			
	母子保健衛生医療費負担金	3,697	3,715	給付件数の増。			
	計	3,697	3,715				

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	母子保健衛生対策の充実を図ること(VI-4)							
	施策	母子保健衛生対策の充実を図ること(VI-4-1)							
	測定指標	定量的指標	実績値	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
				-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	本事業において、未熟児に対して必要な医療の給付に要する経費の補助を行い、乳幼児の安全の確保及び健康の保持増進に資することにより、妊産婦等が安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進している。								
	改革項目	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)	成果実績	単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
				-	-	-	-	-	
達成度		%		-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)	成果実績	単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			-	-	-	-	-		
	達成度		%	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善			
国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	少子化が社会に与える影響を最小限にとどめるため、身体の発達が未熟である児童でも、健康な児童と同様に健やかな成育が望まれる。当該事業は、少子化のなかでも国民生活や社会全体をよりよい環境に整備していくというニーズを反映する手段のひとつとして実施している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	未熟児については、母子保健法20条にて、その養育に必要な医療に要する費用を支給することができる旨の規定が示され、同21条の3にて国庫にて費用の負担を行う旨の規定が示されている。これは国による補助を義務とする根拠であり、地方自治体や民間等に委ねることはできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	未熟児に対して補助を行うことで、児童等への健全な育成の強化が図られている。

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受益者である未熟児の養育にあたっては、その児童の属する世帯の所得に応じた費用負担をお願いしているところであり、妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	医療費等に関するコストについては疾患やその他病状等によりかかる費用が異なり、正確なコストの妥当性についての判断は困難であるが、実施主体や関係する医療機関において、適切な医療の実施の提供が行われていることから、算出した単位あたりコストの水準は妥当であるものと考えられる。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	用途は、未熟児への医療費の補助に限定されている。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	現在も、実施主体や関係する医療機関において、該当児童に必要な相当分の医療の実施の提供が行われているところであり、引き続き適正な実施に努めたい。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	社会保障の充実の一形態として、対象児童に過不足なく養育の給付を行うことができた。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	医療費に関する事業については、これまでのトレンドに反して患者数等が極端な増減を示す等、状況は変化することは考えづらいことから前年の実績を基本としつつ、さまざま要素を勘案して翌年度の見込みを算定していることから、活動実績は見込みに見合ったものであると考えている。
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	未熟児に対し、養育の給付体制を整備することで、対象児童の健全な育成に十分に寄与している。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	【665未熟児養育費負担金】 養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助するもの。 【664結核児童日用品費等給付事業】 長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給するもの及び未熟児への医療の給付に際して、移送が必要な場合に、移送に要する額を支給するもの。
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	664	結核児童日用品費等給付事業	
	-	-	-	
	-	-	-	
	-	-	-	
-	-	-		
点検・改善結果	点検結果	母子保健法により身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う事業であり、平成25年度70,697件、平成26年度70,126件の実績があり、一定のニーズがある。		
	改善の方向性	未熟児に対する医療のニーズは実績のとおりあり、未熟児に対する医療費の支給を滞りなく実施していく。		
外部有識者の所見				
点検対象外				

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

点検結果も妥当であり、未熟児に対する医療の給付を行う必要な事業であることから、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

—

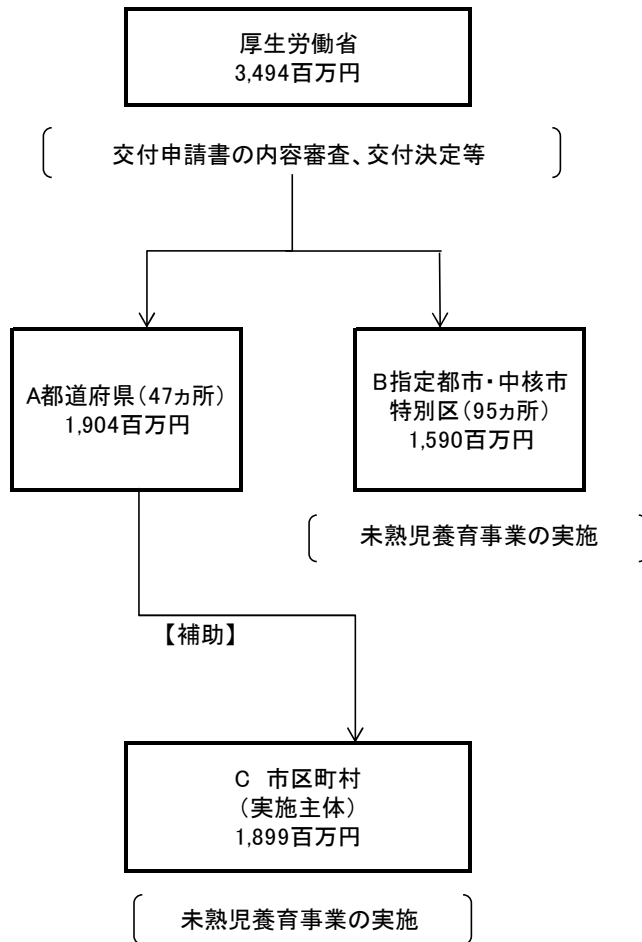
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	407	平成23年度	366	平成24年度	314		
平成25年度	678	平成26年度	680	平成27年度	692		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.埼玉県			B.横浜市		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	扶助費	養育医療の給付	136	扶助費	養育医療の給付	87
	計		136	計		87
	C.石巻市			D.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
扶助費	養育医療の給付	19				
計		19	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	埼玉県	1000020110001	養育医療の給付	136	-	-	-	
2	千葉県	4000020120006	養育医療の給付	98	-	-	-	
3	愛知県	1000020230006	養育医療の給付	97	-	-	-	
4	福岡県	6000020400009	養育医療の給付	79	-	-	-	
5	大阪府	4000020270008	養育医療の給付	74	-	-	-	
6	北海道	7000020010006	養育医療の給付	70	-	-	-	
7	沖縄県	1000020470007	養育医療の給付	63	-	-	-	
8	静岡県	7000020220001	養育医療の給付	60	-	-	-	
9	東京都	8000020130001	養育医療の給付	58	-	-	-	
10	兵庫県	8000020280003	養育医療の給付	54	-	-	-	

